**第７期生（北斗会）会則**（改正箇所）

（名称）

1. 本会は北斗会と称する。

（目的）

1. 本会は、会員の親和を図ることを目的とする。

（構成）

1. 本会は、次の会員をもって構成する。

　１　正会員　防衛大学校を昭和３８年３月に卒業した者

　２　準会員　正会員のご遺族の希望者及び昭和３４年４月に入校し、

　　　前項に該当しない者で入会を希望する者

（組織）

1. 本会は、本部と支部を置く。

（本部）

1. 本部は、東部支部内に置く。

（支部）

1. 支部は、地域区分により、次の６個支部を置く。

（１）北海道支部（北海道）

（２）東北支部（青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島）

1. 東部支部（東京、神奈川、千葉、埼玉、新潟、長野、群馬、栃木、

茨城、山梨、静岡）

（４）東海・北陸支部（愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井）

（５）近畿・中国・四国支部（京都、大阪、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、

　　　岡山、鳥取、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知）

（６）九州支部（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）

２　支部長は、会員が支部の変更を希望する場合、関係支部長と調整し、

　　支部の変更を認めることができる。

３　支部はやむを得ず解散する場合は、本部と調整し、その連絡機能

（特に支部員の死亡通知）を維持する。

（活動）

第７条　本部は、各支部との情報連絡、必要に応じ防衛大学校・同窓会本部活動に参加する。

２　支部は、支部会員の懇親、慶弔活動、その他会の目的達成に寄与する活動

　　を行なう。

（役員）

第８条　本部に、次の役員を置く。

* 1. 会長
  2. 理事長
  3. 理事　陸、海、空要員それぞれ１名、各支部長（東部支部長を除く）５名及びＨＰ（ホーム・ページ）担当１名

２　支部に支部長を置く。支部長は必要に応じて役員等を置くことができる。

（役員会）

第９条　本会は、意志決定機関を役員会とする。

　２　役員会は必要があればその都度、会長が招集する。

　　この際、各支部長（東部支部長を除く）の意見は、事前に聴取し、その意見をもって参加に代えることが出来る。

（役員の選出及び任期）

第１０条　役員（各支部長を除く）は、会長が指名する。

　２　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会長及び役員）

第１１条　会長は、本会を代表し会務を処理する。

　２　会長は、東部支部長をもって充てる。

　３　理事長は、同窓会本部が定める業務幹事を兼務する。

　４　理事（各支部長を除く）は会の情報連絡業務を実施し、ＨＰ担当理事は、ＨＰの管理運営業務を実施する。

（支部長）

第１２条　支部長は、支部会員の互選により選出され、

　　支部を代表して支部の会務を行なう。

（会計）

第１３条　本部の支出は、東部支部が支弁する。

付則　１　この会則は、平成５年８月１日から施行する。

　　　２　北斗会は、令和７年７月７日を以て解散する。

改正　平成６.７.９、　改正　平成７.７.７、改正　平成１３.７.７、平成１９.７.６

　平成２５.６.３０、改正　平成３０.７.７、改正　令和５.６．２８